

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年9月22日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5年度東広島市支所等定期清掃業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050041
(3) 物品委託役務内容	東広島市黒瀬支所ほか4施設において、タイル面、窓ガラス等の定期清掃を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市黒瀬支所ほか4施設
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>建築物清掃
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

東広島市清掃業務共通標準事項を適用する。

#### 4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年9月22日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年9月22日～ 令和5年10月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年9月22日～ 令和5年9月29日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 財務部 管財課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0908 /ファックス番号 082-422-6850 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年10月4日～ 令和5年10月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年10月11日～ 令和5年10月12日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年10月13日 午前10時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

令和5年度東広島市支所等定期清掃業務 仕様書

1 業務名

令和5年度東広島市支所等定期清掃業務

2 履行場所

東広島市黒瀬支所ほか4施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで

4 業務対象施設の名称

No.	名称	所在地
1	東広島市黒瀬支所（本館・南館）	東広島市黒瀬町丸山 1333 番地
2	東広島市福富支所（支所施設内の福富保健福祉センター・久芳地域センター・福富図書館を含む。）	東広島市福富町久芳 1545 番地 1
3	東広島市豊栄支所（本館）	東広島市豊栄町鍛冶屋 963 番地 2
4	東広島市河内支所（支所施設内の河内地域センター・河内こども図書館を含む。）	東広島市河内町中河内 1166 番地
5	東広島市安芸津支所（支所施設内の市民協働センター・安芸津生涯学習センター集会室等を含む。）	東広島市安芸津町三津 5556 番地 1

5 業務内容

東広島市役所5支所の各箇所における定期清掃業務

6 業務目的

防塵、拭き、洗浄、保護剤の散布等の定期的な作業により、日常的な清掃では除去困難な汚れの除去及び部位の汚れを除去するとともに建築物部材を保護することによって、建築物の美観の維持、劣化の抑制を図ることで、快適な住環境（執務環境）を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資する。

7 業務仕様

(1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市清掃業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。

- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、発注者と協議するものとする。なお、受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

## 8 対象施設の種類、数量等

別紙 1～5 を参照。

## 9 業務詳細「作業要領」

### (1) 作業時間

支所	閉庁日※ <sup>1</sup> の 8 時 30 分から 17 時までに実施
図書館	休館日※ <sup>2</sup> の 8 時 30 分から 17 時までに実施
<p>※1：閉庁日とは、東広島市の休日を定める条例（平成元年 3 月 13 日条例第 6 号）に定める市の休日をいう。</p> <p>※2：休館日とは、次のいずれかに該当する日をいう。</p> <p>① 月曜日</p> <p>② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に定める休日（当該休日が月曜日にあたる場合は、その直後の休日でない日）</p> <p>③ 館内整理日（原則毎月第 1 金曜日）</p> <p>④ 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）</p> <p>⑤ 館内特別整理期間（年 1 回、9 日以内）</p>	

### (2) 定期作業

作業場所	作業内容
ビニールシート・タイル面 履行期間内に 1 回実施	<p>① ほうき又はモップで埃をとる。</p> <p>② 床面を洗浄し、乾燥後床維持剤を塗布する。ただし、仕上げ材料に適する方法により清掃すること。</p> <p>③ 汚れのひどい場合は、剥離作業も合わせて行う。</p>
カーペットタイル面 履行期間内に 1 回実施	<p>① 掃除機で除塵し、汚物等があれば材質を損傷しないよう除去する。</p> <p>② 染みがあれば、染みぬきをする。</p> <p>③ カーペット洗浄液で洗浄する。</p> <p>④ 毛並みを揃える。</p>
窓ガラス（両面） 履行期間内に 1 回実施	ガラス用洗剤で汚れを取り、仕上げる。（屋外及び屋内）
ブラインド 履行期間内に 1 回実施	<p>① 洗剤を使用して洗浄すること。</p> <p>② 乾燥後は、防塵の状況を確認し、元の位置に取り付け、正常に作動することを確認する。</p>

(3) その他

- ① 9 (2) で指示している清掃は、仕上げ材料に適する清掃方法により清掃すること。  
なお、清掃用具、洗剤等は受注者の負担とする。
- ② 各施設の清掃箇所等の詳細については、別紙 1～5 を参照すること。
- ③ 業務の実施にあたっては、作業日程を記載した作業計画案、従事者名簿を管財課へ提出すること。(様式は任意)
- ④ 作業前・作業中・作業後の写真撮影を行い、作業記録として業務完了後に提出すること。

10 建築物環境衛生管理について

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定による建築物環境衛生管理との関係)

項目	当施設・当業務の状況
特定建築物の該当	該当しない
建築物環境衛生管理	適用しない
建築物環境衛生管理技術者の選任	無

※ 発注者が別途選任した建築物環境衛生管理技術者がある場合は、当該者の監督の下で衛生的環境の確保に努めること。

11 委託料の支払い

本業務の委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとする。

12 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市 財務部 管財課 庁舎管理係

電話 : (082) 420-0908

F A X : (082) 422-6850

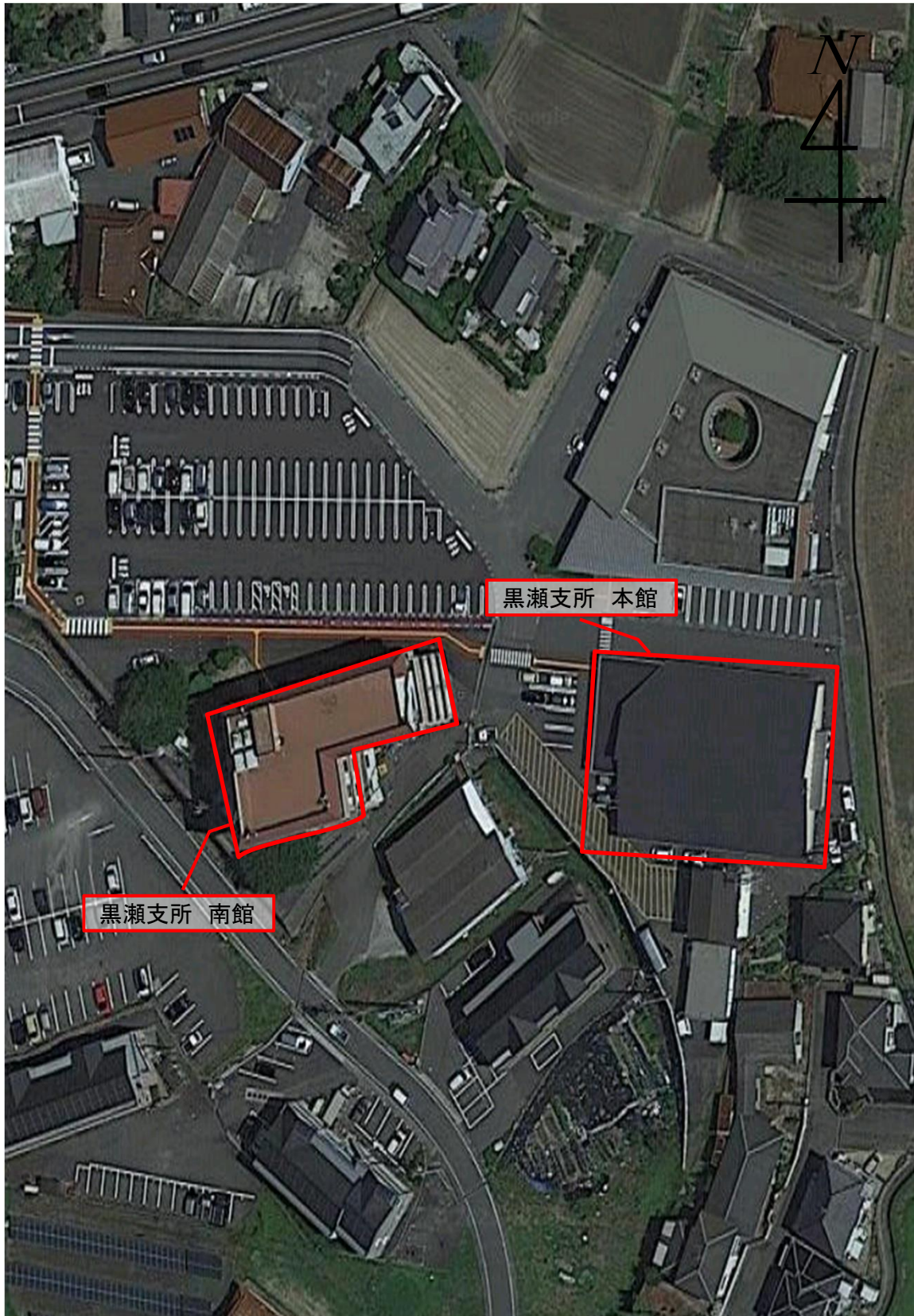
別紙1 黒瀬支所（本館・南館）

(1) 床面

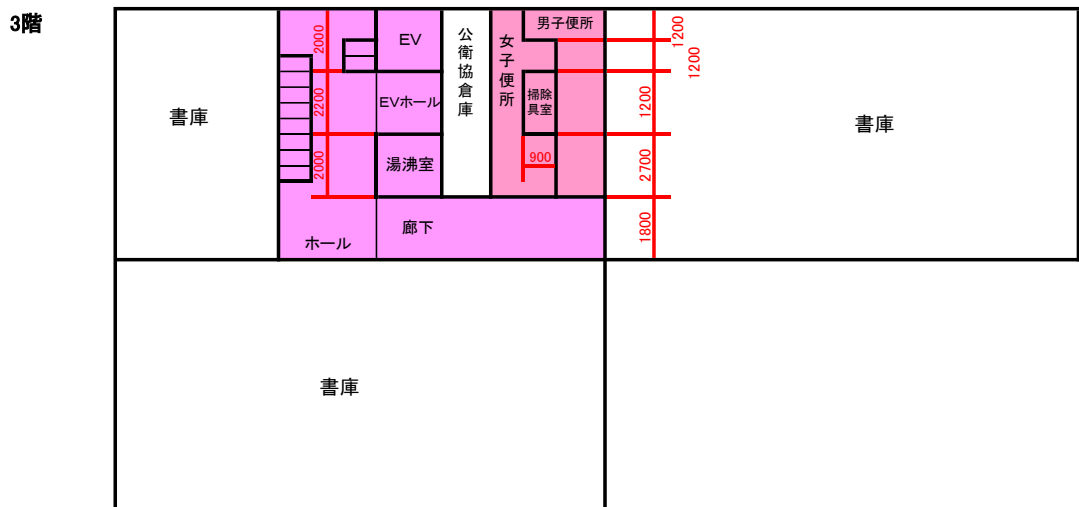
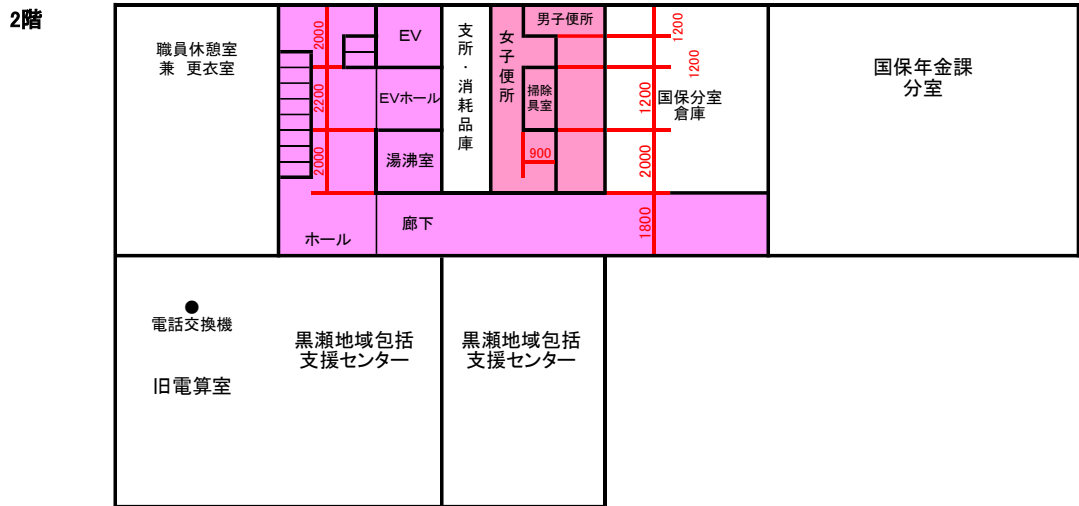
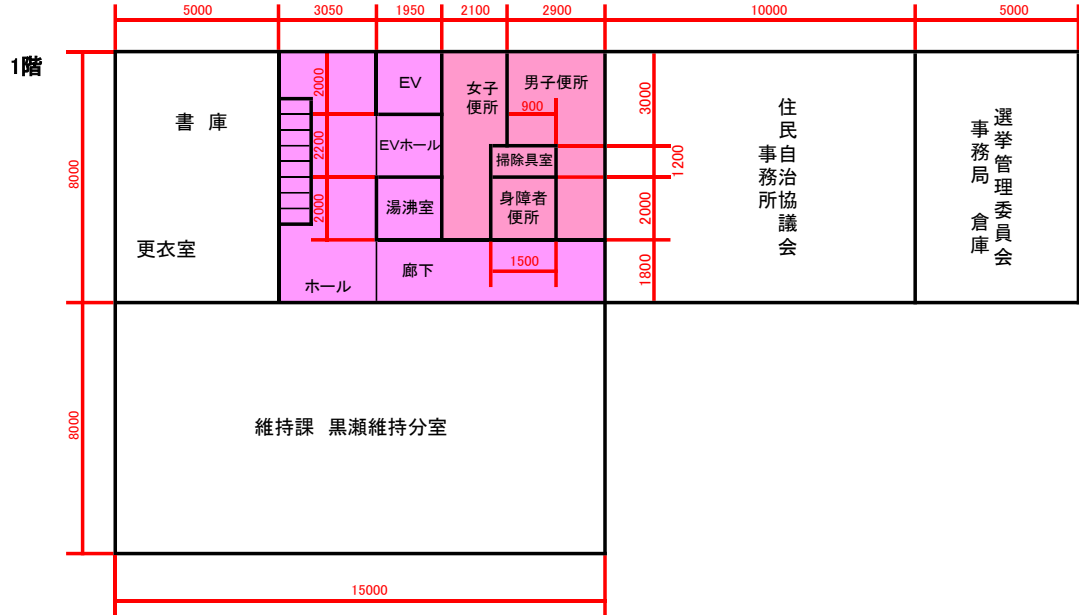
清掃箇所			床材		面積
			ビニールシート タイル	カーペット タイル	
本館	1 F	風除室	○		18 m <sup>2</sup>
		エントランス・ロビー	○		139 m <sup>2</sup>
		市民協働スペース	○		93 m <sup>2</sup>
		トイレ	○		57 m <sup>2</sup>
南館	1 F ~ 5 F	ホール	○		91 m <sup>2</sup>
		E Vホール	○		22 m <sup>2</sup>
		廊下	○		92 m <sup>2</sup>
		階段	○		31 m <sup>2</sup>
		トイレ	○		137 m <sup>2</sup>

(2) 床面以外

清掃箇所			面積
本館	1 F	窓ガラス	67 m <sup>2</sup>
南館	1 F ~ 5 F		906 m <sup>2</sup>

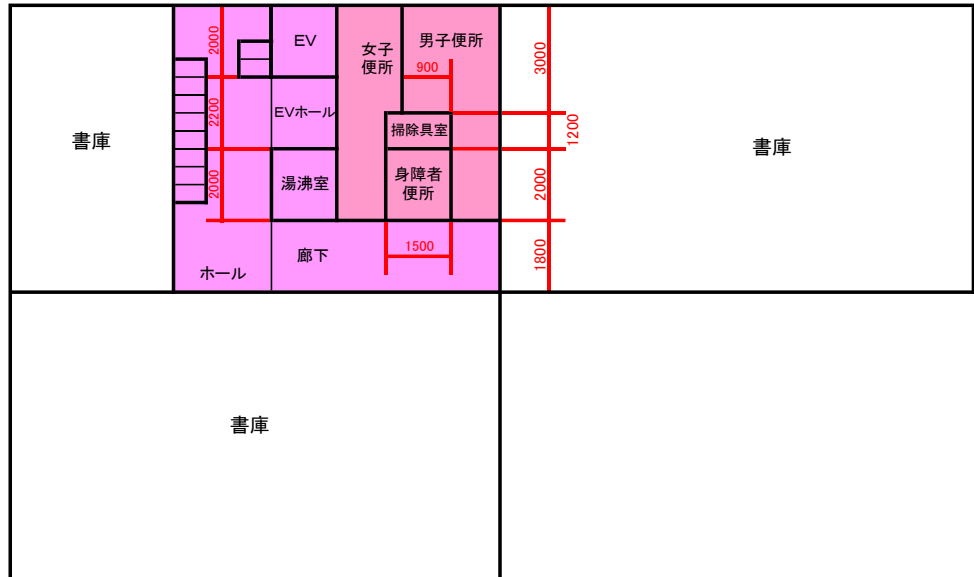


黒瀬支所 南館平面図

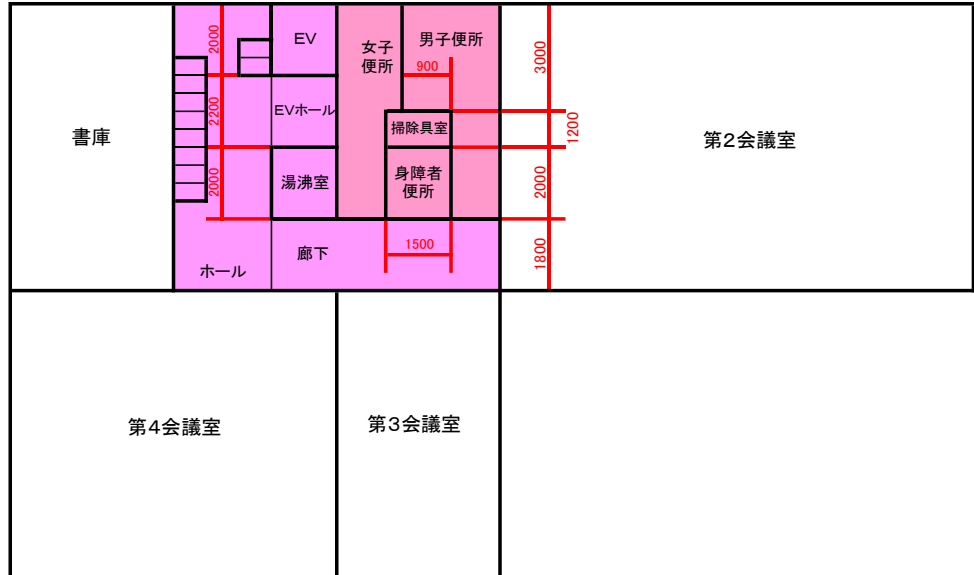




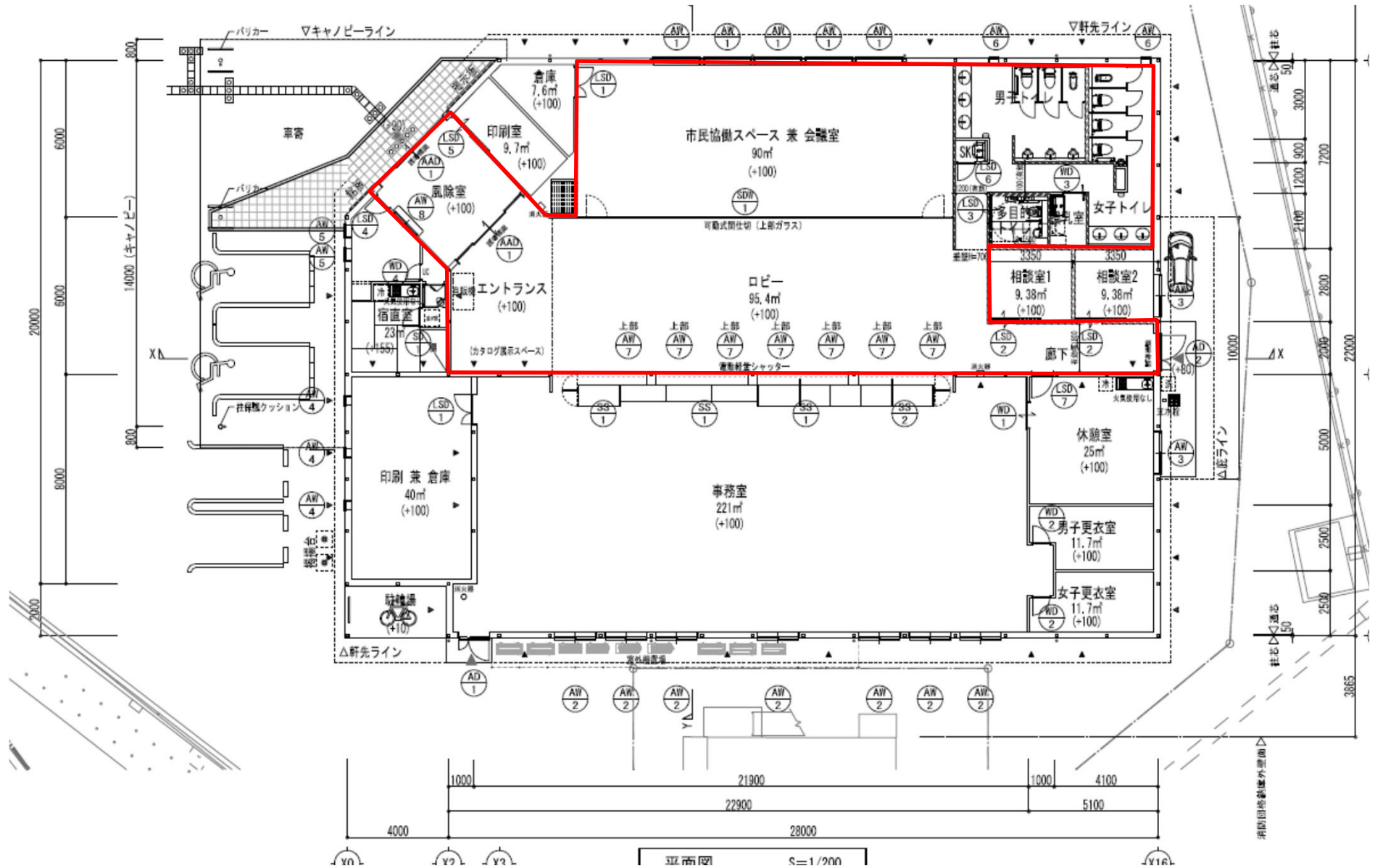
4階



5階



# 黒瀬支所 本館平面図



別紙2 福富支所（福富保健福祉センター・久芳地域センター・福富図書館を含む。）

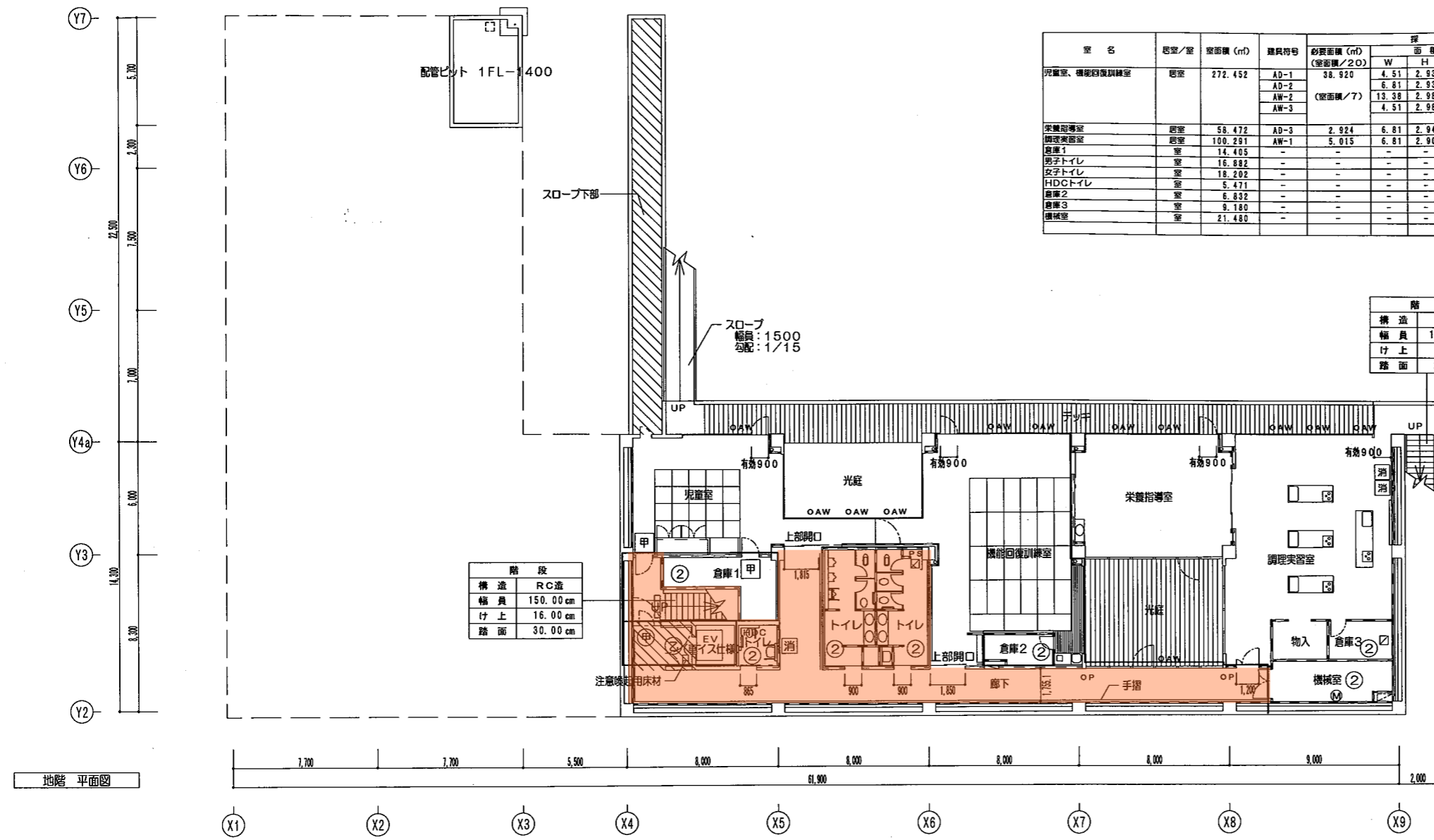
(1) 床面

清掃箇所		床材		面積等	
		ビニールシート タイル	カーペット タイル		
支所		エレベーター	○		1基
	1F	玄関ホール	○		448 m <sup>2</sup>
	BF~ 2F	廊下・EVホール (湯沸室を含む。)	○		240 m <sup>2</sup>
		廊下・EVホール		○	437 m <sup>2</sup>
		階段	○		78 m <sup>2</sup>
		トイレ (金口公園トイレを 含む。)	○		217 m <sup>2</sup>
図書館	2F	開架室		○	185 m <sup>2</sup>
		書庫	○		68 m <sup>2</sup>

(2) 床面以外

清掃箇所			面積
支所	BF~ 2F	窓ガラス	2,380 m <sup>2</sup>
図書館	2F	ブラインド	26 m <sup>2</sup>





室名	居室/室	窓面積 (㎡)	建具符号	採光					換気					排煙					判定	変更
				必要面積 (㎡)	W	H	A	計 (㎡)	必要面積 (㎡)	W	H	A	計 (㎡)	必要面積 (㎡)	W	H	A	計 (㎡)		
児童室、機能回復訓練室	居室	272.452	AD-1	38.920	4.51	2.93	13.21	OK	13.620	1.08	1.89	2.04	OK	5.450	1.08	0.76	0.82	OK		
				(窓面積/20)	6.81	2.93	19.95			2.64	1.89	4.99			2.64	0.76	2.00			
				(窓面積/7)	13.38	2.98	39.87			5.45	1.89	10.30			5.45	0.76	4.14			
					4.51	2.98	13.44			2.06	1.89	3.89								
栄養指導室	居室	58.472	AD-3	2.924	6.81	2.94	19.99	OK	2.924	2.06	1.89	3.90	OK	1.169	2.06	0.76	1.52	OK		
調理実習室	居室	100.291	AW-1	5.015	6.81	2.90	19.71	OK	5.015	3.09	1.89	5.85	OK	2.006	3.09	0.76	2.35	OK		
倉庫1	室	14.405	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
男子トイレ	室	16.882	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
女子トイレ	室	18.202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
HDCトイレ	室	6.471	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
倉庫2	室	6.832	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
倉庫3	室	9.180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
機械室	室	21.480	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

消防活動上有効な開口部の計算 (消防法施行規則第5条の2)

必要面積  
584.759 x 1/30 = 19.49㎡

建具符号	W	H	数	計 (㎡)
AD-1	1.07	1.89	3	3.01
	1.07	1.89	2	4.02
	1.00	1.88	1	1.88
AD-2	1.07	1.99	1	2.12
	1.00	1.99	1	1.99
	1.07	0.94	5	5.02
AD-3	1.00	1.88	2	3.76
	1.07	1.88	3	6.03
	1.00	1.99	1	1.99
AW-1	1.07	1.88	3	6.03
	1.07	0.94	6	6.03
	1.07	1.88	3	6.03
AW-2	1.07	1.88	3	6.03
	1.00	0.94	6	5.64
	1.14	0.94	6	6.42
	1.00	1.88	6	11.28
	1.14	1.88	3	6.42
				98.12

19.49㎡ < 98.12㎡ ... 有効

地階 平面図

ピット平面図

凡例

- 防火区画 (壁約厚100mm) 準防火構造1H以上
- 防煙区画 (柱仕切壁) 不燃材料仕上げ等による
- 防煙区画 (イ PB=12.5 (不燃第1027号) スチール (構造示1400 (準仕様) D.ロールスクリーン認定番号 (80J-防煙-950))
- 防火上主要な開口部 準耐火構造 PB=12.5+9.5両面 (構造示1358号) ※ナシ
- 甲 特殊防煙式特定防火設備
- 甲 特殊防煙式特定防火設備 (煙感連動)
- 乙 防火設備 (圧2系9号の二による)
- 乙 特殊防煙式防火防煙シャッター (特定防火設備・煙感連動)
- 不 不燃戸
- ② 建設省告示第1436号第4号ハ(二)適用
- ④ 建設省告示第1436号第4号ハ(四)適用
- OAW 自然採光窓

凡例

- コンクリート壁
- コンクリートブロック壁
- 押出成形セメント板
- 軽量鉄骨壁
- 消火器BOX付ABC10型消火器 既存
- 屋内消火栓BOX
- 床下点検口
- マンホール 600φ



階段

構造	S造
幅員	125.00 cm
け上	16.00 cm
踏面	27.00 cm

階段

構造	RC造
幅員	150.00 cm
け上	16.00 cm
踏面	30.00 cm

階段

構造	RC造
幅員	156.00 cm
け上	17.80 cm
踏面	26.00 cm

室名	居室/室	室面積 (㎡)	建具符号	必要面積 (㎡) (室面積/2.0)	採光				判定	必要面積 (㎡) (室面積/2.0)	換気				判定	必要面積 (㎡) (室面積/5.0)	排煙				判定	変更
					W	H	A	計 (㎡)			W	H	A	計 (㎡)			W	H	A	計 (㎡)		
更衣室(男)	室	23.673	AW-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.473	-	-	-	-	-	-	-
更衣室(女)	室	11.635	AW-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.233	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
給湯室	室	3.654	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.073	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
廊下・防犯	廊下	24.955	AW-12B	1.248	0.76	2.16	1.64	1.64	OK	1.248	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	0.499	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
女子トイレ1	室	11.900	AW-12A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.238	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
男子トイレ1	室	12.346	AW-12A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.247	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
廊下	室	46.128	SD-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.923	建設省告示第1436号第4号(二)適用	1.65	0.42	1.02	1.02	OK	-
相談室1	室	13.390	AW-13	0.670	3.14	1.29	4.05	4.05	OK	0.670	3.06	0.48	1.45	2.69	OK	0.268	2.86	0.44	1.25	1.25	OK	-
相談室2	室	13.408	AW-13	0.670	3.14	1.29	4.05	4.05	OK	0.670	2.86	0.44	1.26	2.46	OK	0.268	2.86	0.44	1.25	1.25	OK	-
印刷・書庫	室	19.185	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.384	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
耐火書庫	室	9.243	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.185	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
電算室	室	28.462	-	1.423	-	-	-	-	NG	1.423	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	0.569	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
印刷・書庫	室	48.715	-	2.416	-	-	-	-	NG	2.416	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	0.967	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
印刷室1(複製機)	室	119.275	AW-13	5.964	6.35	1.87	11.84	11.84	OK	5.964	6.09	0.47	2.86	6.57	OK	2.386	6.09	0.47	2.86	2.86	OK	(注)
エントランスホール	室	218.738	CW-3	10.937	26.29	4.50	108.26	108.26	OK	10.937	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	4.309	建設省告示第1436号第4号(二)適用	2.65	0.70	1.96	1.96	OK	(注)
リラクゼーションホール	室	218.738	CW-3	10.937	26.29	4.50	108.26	108.26	OK	10.937	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	4.309	建設省告示第1436号第4号(二)適用	2.65	0.70	1.96	1.96	OK	(注)
ATM	室	6.444	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.129	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
ATM	室	6.444	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.129	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
給湯室	室	4.453	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.089	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
男子トイレ2	室	18.699	AW-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.374	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
女子トイレ2	室	24.329	AW-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.487	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
待合トイレ	室	4.305	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.086	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
保健指導室	室	51.511	AW-5	2.576	6.81	2.57	17.50	17.50	OK	2.576	30.90	1.79	5.52	5.52	OK	1.030	3.09	0.76	2.35	2.35	OK	-
福祉事務室	室	75.000	AD-6	3.750	6.98	2.77	19.33	19.33	OK	3.750	2.12	1.78	3.77	3.77	OK	1.500	2.12	0.76	1.61	1.61	OK	-
更衣室1	室	4.069	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.081	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
更衣室2	室	3.930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.079	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
休憩室	室	19.497	AD-6	0.975	3.54	2.77	9.81	9.81	OK	0.975	1.07	1.78	1.90	1.90	OK	0.390	1.07	0.76	0.81	0.81	OK	-
図書室	室	29.760	AD-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.595	1.07	0.76	0.81	0.81	OK	-	
相談1	室	16.458	AW-15	0.823	2.19	1.78	3.90	3.90	OK	0.823	1.07	1.78	1.90	1.90	OK	0.329	1.03	0.74	0.76	0.81	OK	-
相談2	室	13.650	AW-15	0.683	2.19	1.78	3.90	3.90	OK	0.683	1.07	1.78	1.90	1.90	OK	0.273	1.03	0.74	0.76	0.81	OK	-
診察・検査	室	40.950	AW-15	2.048	6.64	1.78	11.82	11.82	OK	2.048	3.08	1.78	5.48	5.48	OK	0.819	2.03	0.76	1.54	1.54	OK	-
相談3	室	26.101	AW-15	1.305	2.19	1.78	3.89	3.89	OK	1.305	1.08	1.78	1.92	1.92	OK	0.522	1.06	0.76	0.82	0.82	OK	-
記録保存室	室	20.130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.403	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
廊下4	室	109.117	AW-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.182	4.82	0.62	2.98	2.98	OK	-	
機械室	室	86.524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.730	建設省告示第1436号第4号(二)適用	-	-	-	-	-	-
創作工芸室	室	59.293	AW-6	2.965	6.81	1.78	12.12	12.12	OK	2.965	3.09	1.78	5.50	5.50	OK	1.186	3.09	0.76	2.35	2.35	OK	-

消防活動上有効な開口部の計算(消防法施行規則第5条の2)

必要面積  
1664.263x1/30= 55.47㎡

建具符号	W	H	個数	計(㎡)
AW-5	1.07	0.64	6	4.10
	1.00	1.78	3	5.34
	1.07	1.78	3	5.71
AW-6	1.07	0.84	6	5.39
	1.07	1.78	3	5.71
	1.00	1.78	3	5.34
AW-10	1.30	1.30	1	1.69
AW-10	1.30	1.30	1	1.69
AD-6	1.10	0.84	5	4.62
	1.03	2.00	1	2.06
	1.03	1.78	2	3.66
	1.10	1.78	3	5.87
AD-6	1.10	0.84	5	4.62
	1.03	2.00	1	2.06
	1.03	1.78	2	3.66
	1.10	1.78	3	5.87
CW-3	1.17	1.23	10	14.39
合計				81.78

55.47㎡ < 81.78㎡ ... 有効

凡例

- 防火区画(準防火区画)準防火構造1H以上
- 防煙区画(準防煙区画)不燃材料仕上りによる
- 防煙区画 I、PB=12.5(不燃性1027型)スチール(構造告示1400(注)) B、ロールスクリーン(構造告示80J-防風-950)
- 防火上主要な開口部 常時閉鎖式 PBT=12.5+9.5両面(構造告示1358号) ※ナシ
- 甲 常時閉鎖式特定防火設備
- 乙 常時閉鎖式特定防火設備(煙感連動)
- 丙 防火設備(法2条9号の二ロによる)
- ダ 常時閉鎖式防火防煙シャッター(特定防火設備・煙感連動)
- 不 不燃戸
- ② 建設省告示第1436号第4号(二)適用
- ④ 建設省告示第1436号第4号(四)適用
- OAW 自然採光

凡例

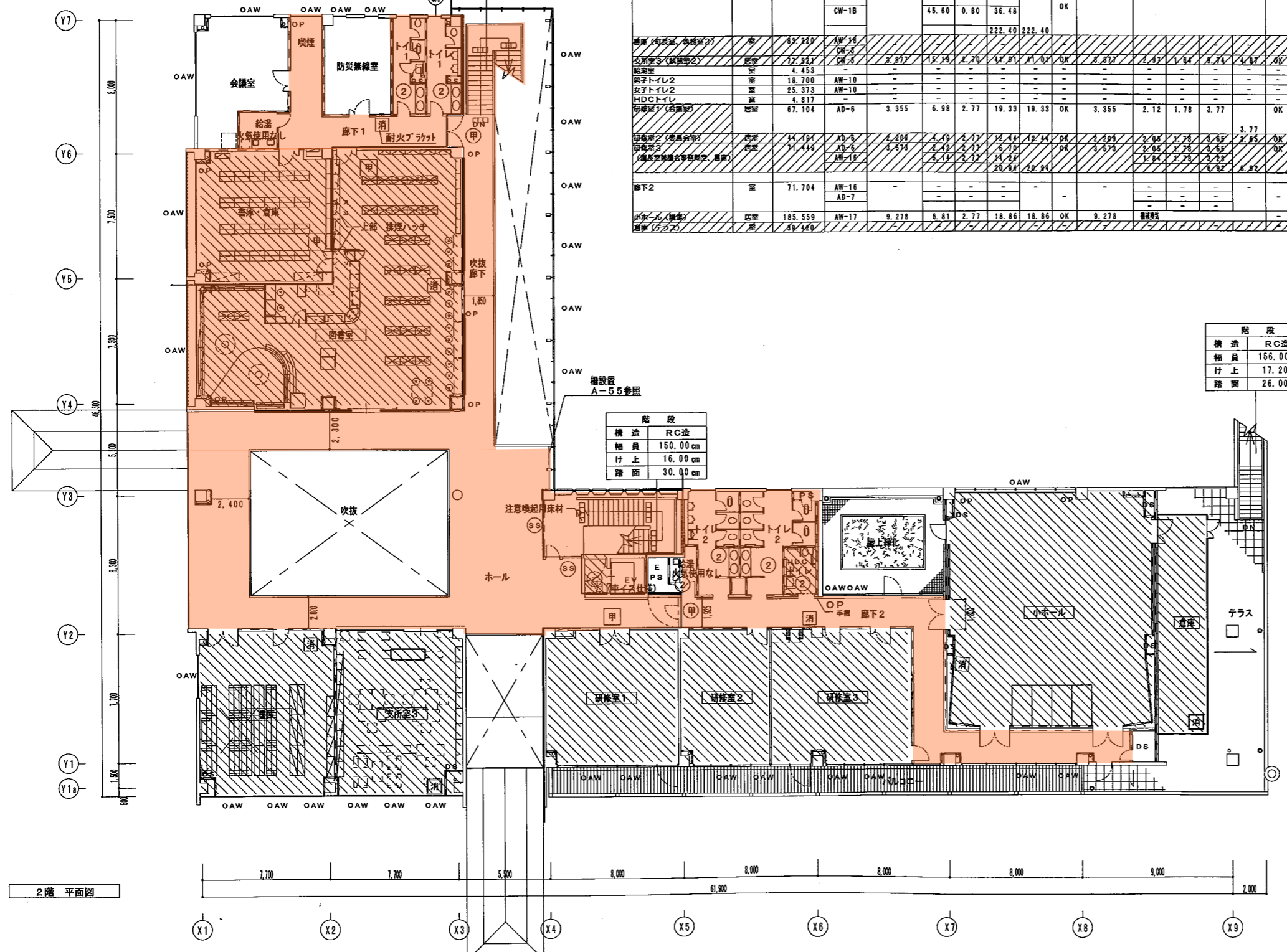
- コンクリート壁
- コンクリートブロック壁
- 押出成形セメント板
- 軽鋼鉄骨壁
- 消火器BOX付ABC10型消火器 既存
- 消火器BOX付ABC10型消火器 新設
- 屋内消火栓BOX
- 床下点検口
- マンホール 600φ

金口公園トイレ

壁面積の異なる室を示す。

階段	
構造	S造
幅員	125.00 cm
け上	16.00 cm
踏面	27.00 cm

室名	居室/室	室面積 (㎡)	建築符号	採光			計 (㎡)	判定	換気			計 (㎡)	判定	排煙			計 (㎡)	判定	変更
				必要面積 (㎡) (室面積/2.0)	W	H			A	必要面積 (㎡) (室面積/2.0)	W			H	A	必要面積 (㎡) (室面積/5.0)			
会議室 (休憩室)	居室	43.734	AW-19 AW-20	2.187	5.01	1.65	8.27	OK	2.187	1.15	1.65	1.90	OK	0.875	1.15	0.76	0.87	OK	
防災無線室 (職員団体室)	居室	25.793	AW-12C AW-12C	1.290	0.76	1.10	0.84	OK	1.290	0.76	1.10	0.84	OK	0.516	0.76	0.76	0.58	OK	
女子トイレ1	室	11.900	AW-12A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.238	0.76	0.76	0.58	OK	
男子トイレ1	室	12.346	AW-12A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.247	0.76	0.76	0.58	OK	
廊下1	室	36.688	AW-21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.614	1.74	0.73	1.28	OK	
廊下・倉庫	室	67.856	AW-19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.357	6.09	0.48	2.88	OK	
廊下2	室	185.486	AW-12	9.271	6.81	2.77	19.33	OK	9.271	6.81	2.77	19.33	OK	3.709	6.09	0.48	2.88	OK	
ホール	居室	493.366	CW-1A CW-1B	27.906	28.80	6.00	172.80	OK	24.668	28.80	6.00	172.80	OK	9.867	23.60	0.45	10.62	OK	
廊下 (倉庫、休憩室2)	室	63.728	AW-16 CW-2	3.187	12.24	2.70	14.21	OK	3.187	12.24	2.70	14.21	OK	1.269	3.11	0.76	2.36	OK	
女子トイレ2	室	4.453	AW-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.089	0.76	0.76	0.58	OK	
男子トイレ2	室	18.700	AW-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.374	0.76	0.76	0.58	OK	
HDCトイレ	室	25.373	AW-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.507	0.76	0.76	0.58	OK	
HDCトイレ	室	4.817	AW-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.086	0.76	0.76	0.58	OK	
廊下1 (倉庫)	室	67.104	AD-6	3.355	6.98	2.77	19.33	OK	3.355	2.12	1.78	3.77	OK	1.342	2.12	0.76	1.61	OK	
廊下2 (倉庫)	室	44.191	AD-6	2.204	4.49	2.17	14.41	OK	2.204	2.05	1.78	3.62	OK	0.894	2.05	0.76	1.59	OK	
廊下2 (倉庫)	室	31.444	AD-6	1.574	3.11	2.17	14.41	OK	1.574	1.84	1.78	3.23	OK	0.587	1.84	0.76	1.49	OK	
廊下2	室	71.704	AW-16 AD-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.434	3.11	0.76	2.36	OK	
小ホール (倉庫)	居室	185.559	AW-17	9.278	6.81	2.77	18.86	OK	9.278	6.81	2.77	18.86	OK	3.711	6.42	0.76	4.88	OK	
廊下 (倉庫)	室	49.440	AW-17	2.472	4.94	2.77	14.21	OK	2.472	4.94	2.77	14.21	OK	0.989	4.94	0.76	2.49	OK	



階段	
構造	RC造
幅員	150.00 cm
け上	16.00 cm
踏面	30.00 cm

階段	
構造	RC造
幅員	156.00 cm
け上	17.20 cm
踏面	26.00 cm

消防活動上有効な開口部の計算 (消防法施行規則第5条の2)

必要面積  
1377.872x1/30= 45.92㎡

有効面積

建築符号	W	H	開口	計 (㎡)
AD-6	1.10	0.84	5	4.62
	1.03	2.00	1	2.06
	1.03	1.78	2	3.66
AD-6	1.10	1.78	3	5.87
	1.10	0.84	5	4.62
	1.03	2.00	1	2.06
AD-6	1.03	1.78	2	3.66
	1.10	1.78	3	5.87
	1.07	0.84	4	4.26
AD-7	1.27	0.84	4	4.26
	1.07	0.84	4	3.59
	1.00	0.82	2	1.64
AW-16	1.00	1.79	1	1.79
	1.10	1.78	1	1.95
	1.10	0.84	3	2.77
AW-16	1.03	1.78	2	3.66
	1.61	0.84	4	5.40
	1.10	1.78	1	1.95
AW-16	1.10	0.84	3	2.77
	1.03	1.78	2	3.66
	1.61	0.84	4	5.40
				71.26

45.92㎡ < 71.26㎡ ... 余裕あり

凡例

- 防火区画 (準防火区画) 専ら火煙遮断1H以上
- 防火区画 (間仕切り壁) 不燃材料仕上げによる
- 防火区画 (I, PB=12.5 (本層) 1027号) スチール (構造1400 (進行)) C, ロールスクリーン (構造1400) 防火-950
- 防火上主要な仕切り壁 専ら火煙遮断 PB1=12.5+9.5 (構造1358号) ※ナシ
- 甲 常時閉鎖式特定防火設備
- 甲 常時閉鎖式特定防火設備 (煙感連動)
- 甲 防火設備 (並2系9号の二口による)
- SS 常時閉鎖式防火シャッター (特定防火設備・煙感連動)
- 不 不燃戸
- ② 建設省告示第1436号第4号ハ(二)適用
- ④ 建設省告示第1436号第4号ハ(四)適用
- OAW 自然採光窓

凡例

- コンクリート壁
- コンクリートブロック壁
- 押出成形セメント板
- 軽量鉄骨壁
- 消 消火器BOX付ABC10型消火器 既存
- 消 消火器BOX付ABC10型消火器 新設
- 屋 屋内消火栓BOX
- 床 床下点検口
- マン マンホール 600φ

別紙3 豊栄支所

(1) 床面

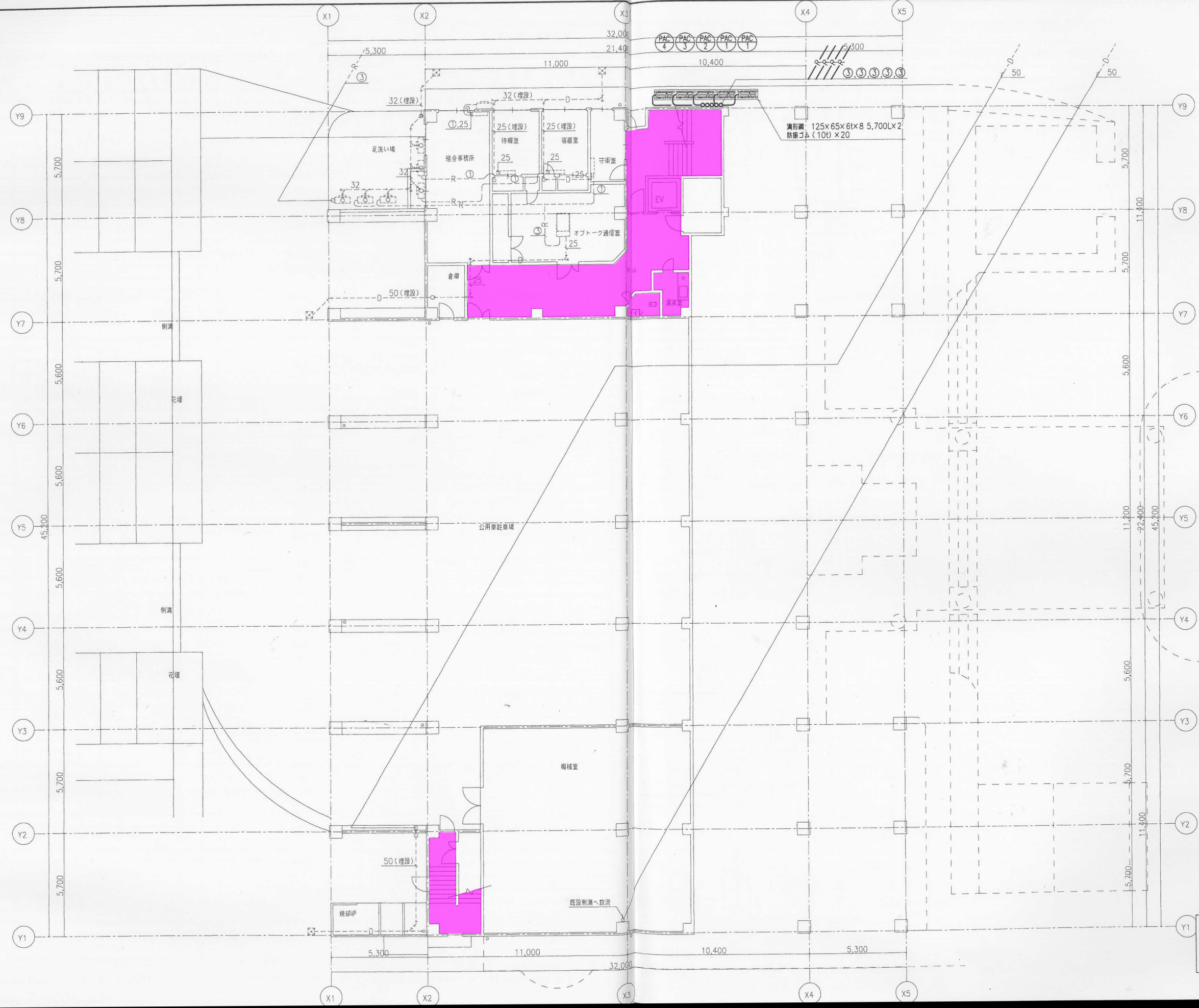
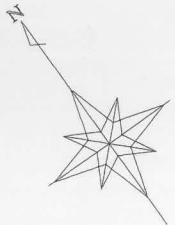
清掃箇所			床材		面積
			ビニールシート タイル	カーペット タイル	
支 所	1 F	ロビー・廊下	○		44 m <sup>2</sup>
		トイレ	○		3 m <sup>2</sup>
		給湯室	○		4 m <sup>2</sup>
	2 F	玄関・ロビー・廊下	○		548 m <sup>2</sup>
		トイレ	○		50 m <sup>2</sup>
	3 F	ロビー・廊下	○		238 m <sup>2</sup>
		トイレ	○		56 m <sup>2</sup>
	1 F～ 3 F	階段	○		78 m <sup>2</sup>

(2) 床面以外

清掃箇所			面積
支 所	1 F～ 3 F	窓ガラス	240 m <sup>2</sup>







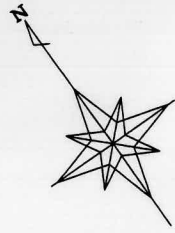
PAC 4 PAC 3 PAC 2 PAC 1 PAC 0  
 5,300  
 10,400  
 5,300  
 ③ ③ ③ ③ ③

溝形鋼 125x65x6t x 8 5,700L x 2  
 防塵コブ (10t) x 20

冷媒管サイズ表

記号	液管	ガス管
①	6.4	9.6
②	6.4	12.7
③	9.5	15.9
④	9.5	19.1
⑤	9.5	22.2

特記事項  
 ・実線部分は新設部分を示す。  
 ・破線・縮線部分は既設部分を示す。  
 ・室内機～室外機制御線は冷媒配管巻込とする。  
 (EM-CEE1.250 20同等)



1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

改修概要一覧

工事概要	番号	改修内容
A	①	執務室管理用建具新設
A	②	執務室新設
B	③	多目的ホール新設
C	④	倉庫1新設
E	⑤	管理用等扉新設
E	⑥	設備改修に伴う天井改修
D	⑦	トイレ改修
E	⑧	案内表示改修
E	⑨	室外機基礎新設

凡例

- 改修範囲を示す。
- 既存部分を示す。
- ▲ 新設トイレ案内サインを示す。
- ※  は改修後の室名を示す。



改修概要一覧

工事概要	番号	改修内容
A	①	執務室管理用建具新設
A	②	執務室新設
B	③	多目的ホール新設
C	④	倉庫1新設
E	⑤	管理用等扉新設
E	⑥	設備改修に伴う天井改修
D	⑦	トイレ改修
E	⑧	案内表示改修
E	⑨	室外機基礎新設

凡例  
 改修範囲を示す。  
 既存部分を示す。

⑨ 室外機基礎・新設  
(3,420×550×130H)

⑩ 室外機基礎・新設  
(1,150×550×130H)

別紙4 河内支所（河内地域センター・河内こども図書館を含む。）

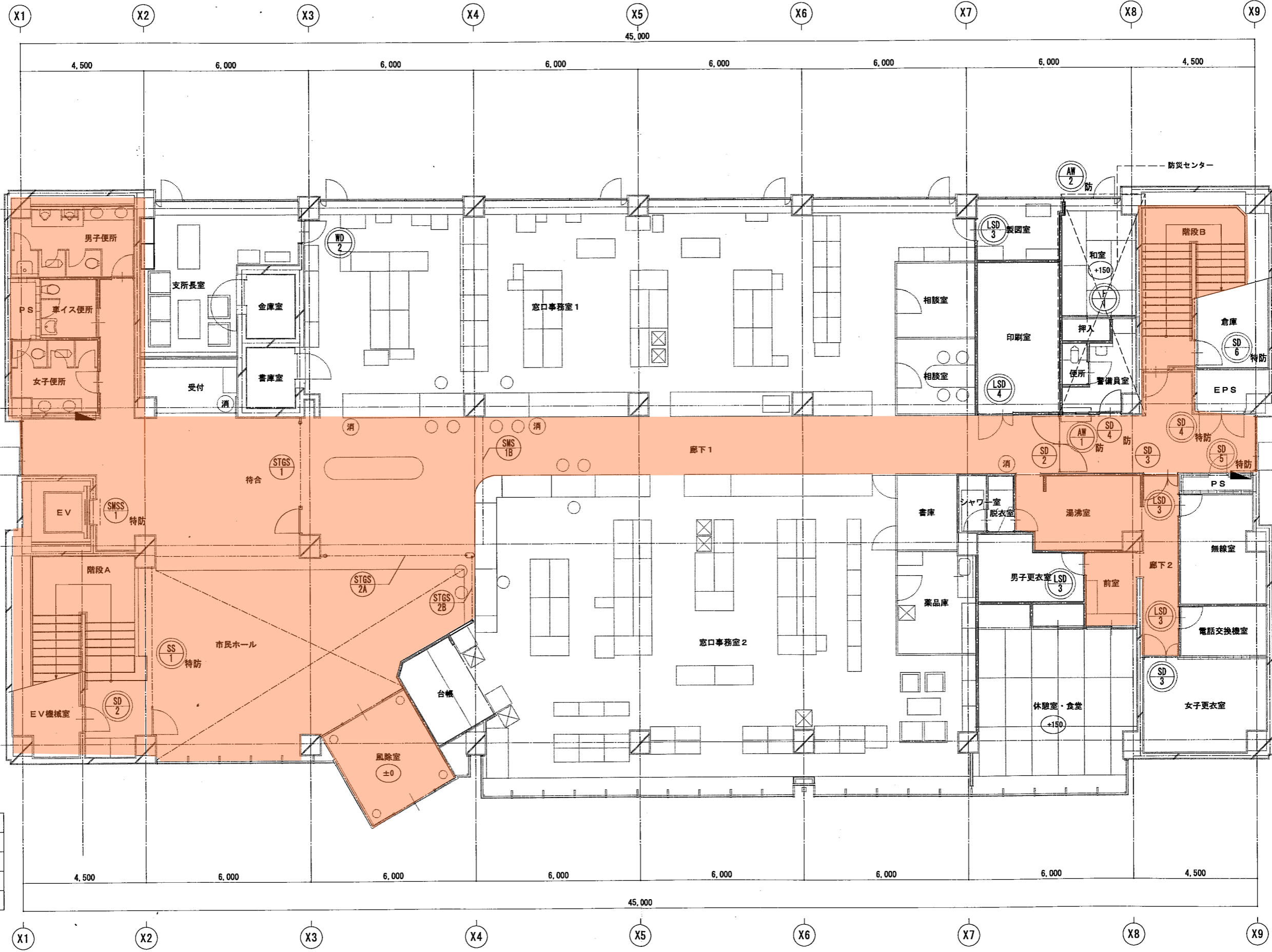
(1) 床面

清掃箇所		床材		面積等	
		ビニールシート タイル	カーペット タイル		
支所		エレベーター	○		1基
	1F～ 2F	ロビー・廊下	○		276 m <sup>2</sup>
	3F	ロビー・廊下		○	223 m <sup>2</sup>
	1F～ 3F	トイレ	○		80 m <sup>2</sup>
		階段	○		134 m <sup>2</sup>
図書館	2F	開架室		○	425 m <sup>2</sup>
		ごろね・おはなし コーナー		○	50 m <sup>2</sup>
		授乳コーナー		○	6 m <sup>2</sup>
		幼児用便所	○		8 m <sup>2</sup>
		図書館ロビー	○		64 m <sup>2</sup>
		書庫		○	69 m <sup>2</sup>
		事務室及び前室		○	25 m <sup>2</sup>

(2) 床面以外

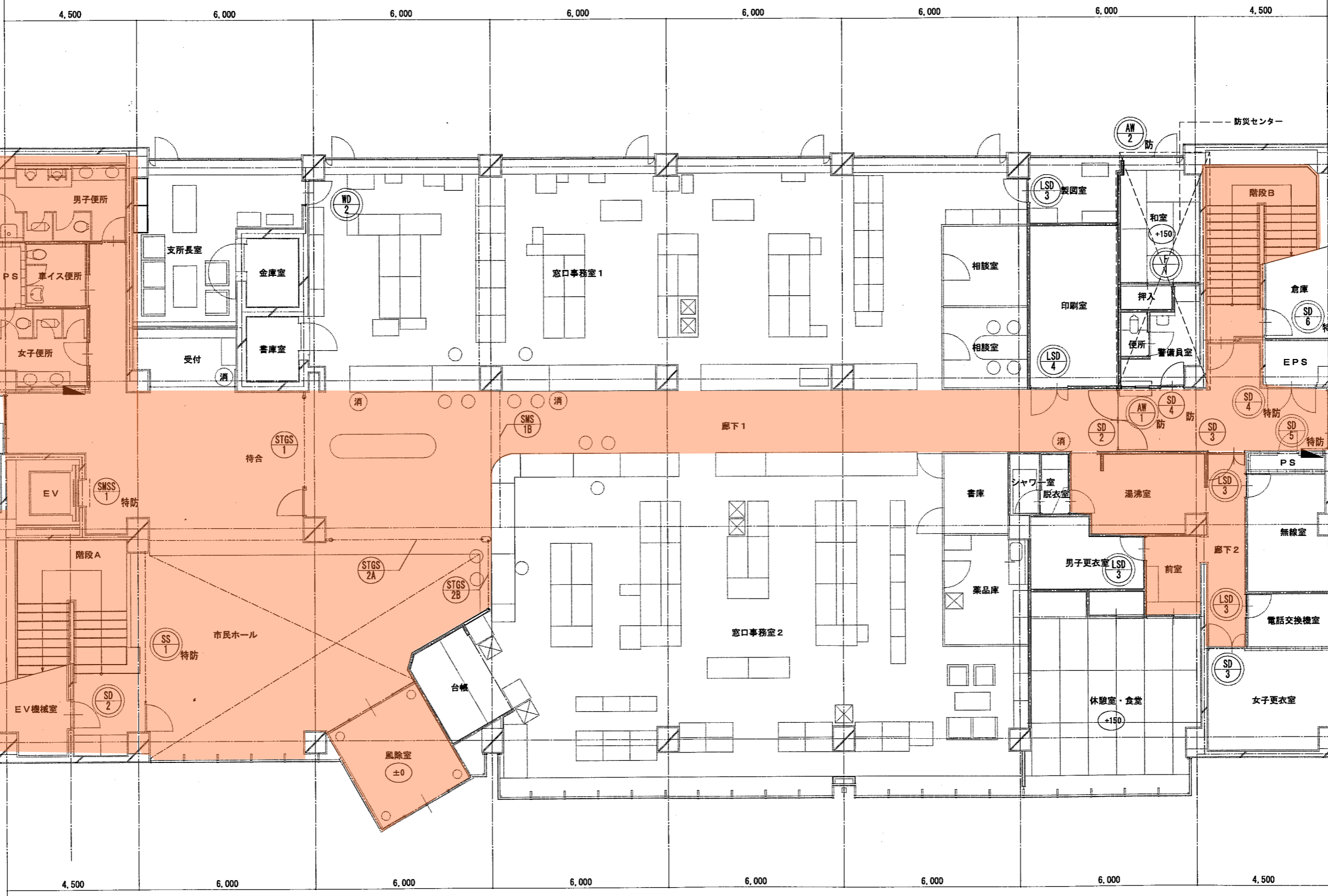
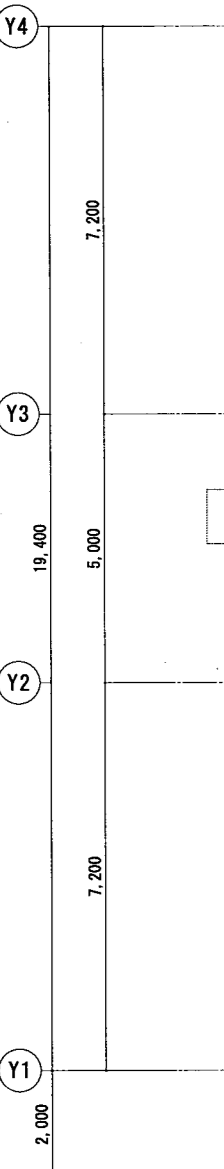
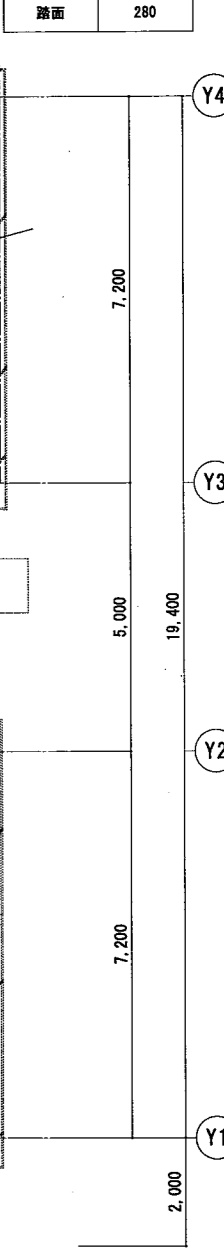
清掃箇所		面積
支所	1F～ 3F 窓ガラス	590 m <sup>2</sup>
図書館	2F ブラインド	99 m <sup>2</sup>





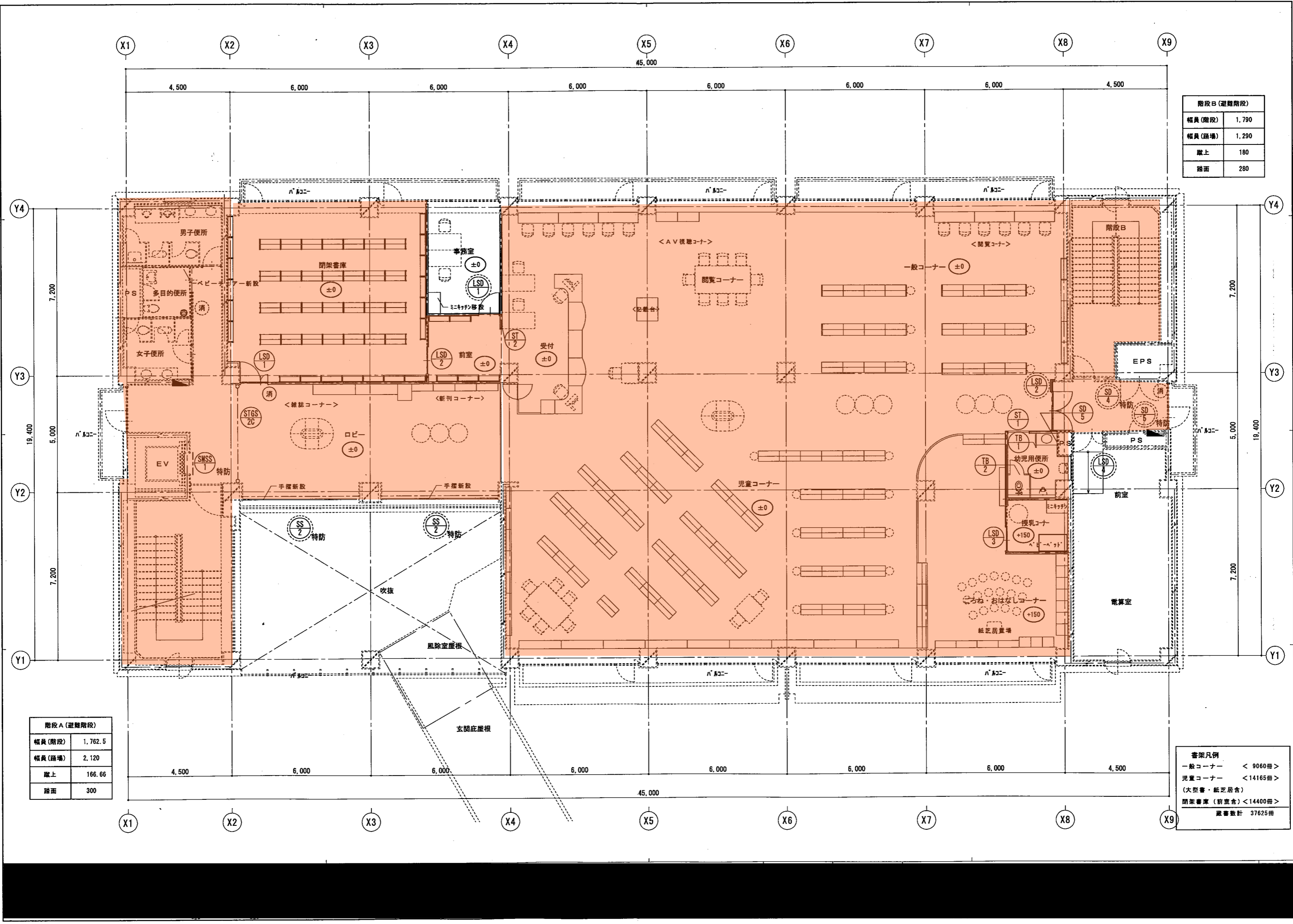
階段B (避難階段)	
幅員(階段)	1,790
幅員(踊場)	1,290
蹴上	180
踏面	280

階段A (避難階段)	
幅員(階段)	1,762.5
幅員(踊場)	2,120
蹴上	166.66
踏面	300



階段B (避難階段)	
幅員(階段)	1,790
幅員(踊場)	1,290
蹴上	180
踏面	280

階段A (避難階段)	
幅員(階段)	1,762.5
幅員(踊場)	2,120
蹴上	166.66
踏面	300

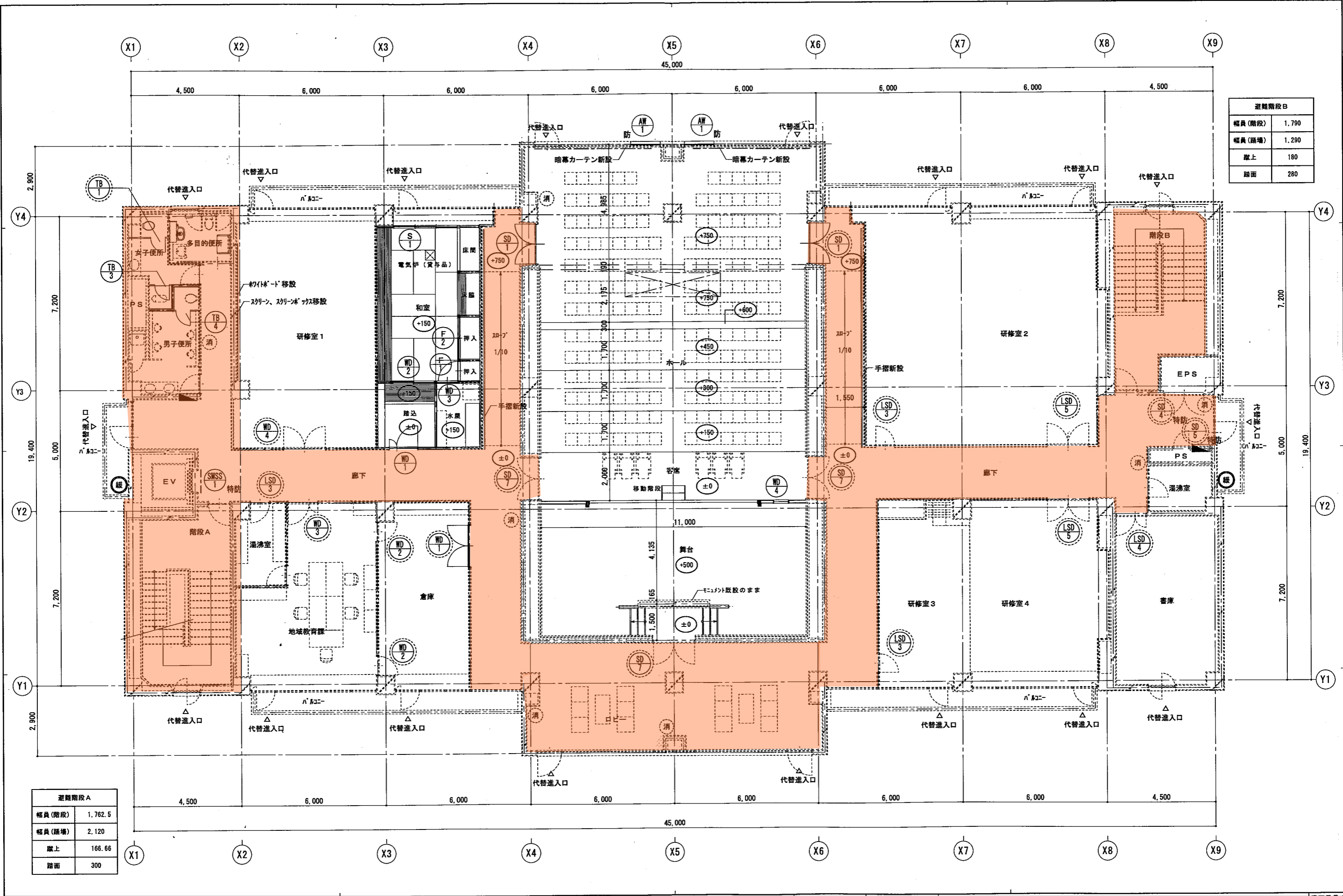


階段B (避難階段)	
幅員 (階段)	1,790
幅員 (踊場)	1,290
蹴上	180
踏面	280

階段A (避難階段)	
幅員 (階段)	1,762.5
幅員 (踊場)	2,120
蹴上	166.66
踏面	300

書架凡例	
一般コーナー	< 9060冊 >
児童コーナー	< 14165冊 >
(大型書・紙芝居舎)	
閉架書庫 (前室含)	< 14400冊 >
蔵書数計 37625冊	





避難階段B	
幅員(階段)	1,790
幅員(踊場)	1,290
蹴上	180
踏面	280

避難階段A	
幅員(階段)	1,762.5
幅員(踊場)	2,120
蹴上	166.66
踏面	300

別紙5 安芸津支所（市民協働センター・安芸津生涯学習センター集会室等を含む。）

(1) 床面

清掃箇所		床材		面積等	
		ビニールシート タイル	カーペット タイル		
支 所		エレベーター	○		1基
	1F	玄関ホール・廊下	○		100 m <sup>2</sup>
	2F～ 4F	廊下・ホール		○	620 m <sup>2</sup>
	1F～ 4F	階段	○		135 m <sup>2</sup>
	4F	トイレ・湯沸室	○		194 m <sup>2</sup>

(2) 床面以外

清掃箇所			面積
支 所	1F～ 4F	窓ガラス	1,130 m <sup>2</sup>



